

(様式第1号)

入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

岩手県立花巻農業高等学校長 軍司 悟 様

申請者

所在地

(ふりがな)
商号又は名称

代表者の氏名

印

平成 年 月 日付けで公告のありました、岩手県立花巻農業高等学校の空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託に係る競争入札に参加する資格を得たいので、関係書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと、並びにこの申請書のすべての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付資料（資格確認資料）

- 1 納税証明書（写）
- 2 契約実績届出書（様式第2号）
- 3 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第3号）
- 4 業務が履行できることに関する誓約書（様式第4号）

(申請書担当者)

所属部課

担当者職氏名

電話番号

ファクシミリ番号

Eメール

様式第 1

空 調 換 気 扇 点 検 表

型 式	設 置 場 所	数	点 検 項 目	異常の有無	摘 要
EM-500S 25台	応用微生物実験室	2	・室内外機ファン軸 受ベアリング点検 ・エアークリフター 点検清掃 ・ファン及び軸受ベアリング点検 ・モーター絶縁測定 ・総合運転調整	有 無	
	生物科学科実習室	2		有 無	
	多目的ホール	2		有 無	
	美術室	1		有 無	
	被服室	2		有 無	
	生徒会・農ク室	1		有 無	
	第一特別教室	1		有 無	
	第二特別教室	1		有 無	
	第三特別教室	1		有 無	
	司書室	1		有 無	
	図書室	2		有 無	
	音楽室	2		有 無	
	書庫	1		有 無	
	家庭経営室	2		有 無	
	進路指導室	1		有 無	
	第四特別教室	1		有 無	
	理科室	2		有 無	
SCH-50ESH2 8台	食農科学科3年	1	有 無		
	環境科学科3年	1	有 無		
	生物科学科3年	1	有 無		
	事務室	1	有 無		
	職員室	2	有 無		
	保健室	1	有 無		
	校長室	1	有 無		
特記事項					

実施年月日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

実施者

(様式第2号)

契 約 実 績 届 出 書

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

印

契約業務の名称				
発 注 者				
業 務 場 所				
契 約 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
契 約 金 額	円	円	円	円
業 務 概 要				

- (注) 1 この公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体の施設において、当該業務と同種の契約実績について記載してください。
- 2 記載した業務の契約書（仕様書含む）の写しを添付してください。
- 3 業務概要については、できる限り詳細に記入してください。

空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託契約書

- 1 委託業務の名称
空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託
- 2 委託業務期間
平成29年6月19日から平成29年10月18日まで
- 3 委託業務の実施場所
(1) 花巻市葛第1地割68番 岩手県立花巻農業高等学校
- 4 委託料の額
円（うち、消費税額及び地方消費税額分 円）
- 5 契約保証金
円とする。

岩手県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び別添空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託仕様書に基づいて誠実に履行するものとする。

（実施に関する指示）

第2条 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第3条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて乙が売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、会計規則第38条第2項の規定により、会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、委託業務の全部、又は一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。た

だし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の内容の変更、中止等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託金額又は委託業務期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(損害賠償)

第6条 委託業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は甲が負担する。

(完了報告及び検査)

第7条 乙は、委託業務を実施したときは、速やかに空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託仕様書に定める報告書を甲に提出するものとする。

2 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告書を提出しなければならない。

3 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了のための検査を行わなければならない。

4 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託金額の請求及び支払)

第8条 乙は、前条の検査に合格したときは、委託料請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、委託料を乙の請求により次のとおり支払うものとする。

平成29年6月分 円（うち、消費税及び地方消費税 円）

平成29年8月分 円（うち、消費税及び地方消費税 円）

平成29年10月分 円（うち、消費税及び地方消費税 円）

3 甲は、第1項の請求書を受理したときは、その日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

(検査の遅延)

第9条 甲がその責に帰すべき理由により第7条第3項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(支払遅延利息)

第10条 甲はその責に帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払額に対して年2.7パーセントの割合で計算した遅

延利息を乙に支払うものとする。

ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 乙が、その責に帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約締結若しくは業務の実施について、乙に不正行為があったとき。
- (3) 乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(乙の解除権)

第12条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の3分の1以下となるとき
- (2) 第5条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託業務期間の2分の1を超えたとき
- (3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき

(契約解除の場合における委託料の返還)

第13条 乙は、第11条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより契約金額を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日ま

でに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第14条 乙は、第11条の規定によりこの契約を解除された場合は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各号の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第15条 乙は、乙又はこの契約における下請け契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第17条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 岩手県

契約担当者

岩手県立花巻農業高等学校

校 長 軍 司 悟

乙

(様式第3号)

資本関係・人的関係に関する届出書

平成 年 月 日

岩手県立花巻農業高等学校長 軍 司 悟 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
(資格者番号 ー) 印

このことについて、下記のとおり届出をします。

記

1 資本関係に関する事項

(1) 親会社(会社法第2条第4号に規定するもの)

親会社の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

資格者番号	ー	本店電話番号	
商号又は名称			
本店住所			

(2) 子会社(会社法第2条第3号の規定によるもの)のうち、委託契約に係る競争入札参加資格者名簿(庁舎等管理業務)の登録を受けている子会社

子会社の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

資格者番号	商号又は名称本店住所
ー	

2 人的関係に関する事項

委託契約に係る競争入札参加資格者名簿(庁舎等管理業務)の登録を受けている会社における役員兼任の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

役 職	氏 名	資格者番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職
		ー		

3 中小企業等協同組合に関する事項 該当の有無 組合・組合員・該当無し (いずれかに○)

中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法第3条の規定に関するもの)

資格者番号	ー	協同組合電話番号	
商号又は名称			
協同組合住所			

(注) 1 記載欄は、適宜追加願います。

2 資格者番号欄には、岩手県における「委託契約に係る競争入札参加資格者名簿(庁舎等管理業務)」の登録資格者番号を記載願います。

3 中小企業等協同組合法に規定する協同組合が届出を行う場合は、本書に全役員名簿及び組合員名簿(会員を含む。)を添付すること。

空調換気扇及び冷房機保守点検業務仕様書

岩手県立花巻農業高等学校の空調換気扇及び冷房機保守点検業務は、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

1 一般事項

- (1) 委託業務に要する機器及び消耗品は、乙の負担とする。
- (2) 委託業務において、故障又は管理のうえで支障をきたす事項を発見した場合は、直ちに甲に報告し承認を受けてから実施するものとする。その場合、維持管理上の軽微なものに対する経費は、乙の負担とする。
- (3) 委託業務にあたっては、甲の承諾のもと、学校教育の支障とならないよう十分配慮のうえ実施するものとする。

2 対象施設所在地及び保守点検対象設備

- (1) 空調換気扇及び冷房機の所在地
空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託
- (2) 空調換気扇及び冷房機の設置数

区 分	メ ー カ ー、 型 式 及 び 能 力			設置数
空調換気扇	バーナーインターナショナル EM-500S 風量490/h			25
	三菱 SCH-50ESH2 風量490/h			8
	計			33
冷房機	室内機	設置数	室外機	設置数
	三洋 SPW-T50A4 5,000kcl/h	10	三洋 SPW-C50C4	10
	三洋 SPW-T40A4 5,000kcl/h	1	三洋 SPW-C50C4	1
	三洋 SPW-T30A4 3,200kcl/h	4	三洋 SPW-C50C4	4
	日立 RCI-AP160K5	7	日立 RAS-AP160EA1	4
			日立 RAS-AP335EA1	1
	日立 RPC-AP112K5	2	日立 RAS-AP112EA1	2
	日立 RPC-56A3	1	日立 RAS-56A2	1
	日立 RPC-100A3	2	日立 RAS-100A2	2
	東芝 AIU-AP1126H	12	東芝 ROA-AP2245	6
	計	39	計	31

3 保守点検仕様

空調換気扇又冷房機の保守点検は、機能的に維持管理するうえで異状がないかどうか、確實かつ適切に実施すること。

(1) 空調換気扇の保守点検は、次の仕様区分により実施すること。

- ア 室内外機ファン軸受ベアリング点検
- イ エアークリナー点検清掃
- ウ ファン及び軸受ベアリング点検
- エ モーター絶縁測定
- オ 総合運転調整

(2) 冷房機の保守点検は、次の仕様区分により実施すること。

- ア 室内外機冷媒ガス漏れ検査
- イ 室内外機ファン軸受ベアリング点検
- ウ 電気絶縁測定及び端子増締め
- エ 圧縮機メガーリグ点検
- オ 保安回路作動点検
- カ 室内外機交換機点検
- キ 室内機フィルター点検清掃
- ク 総合運転調整

4 空調換気扇等保守点検の実施回数及び実施月は、次のとおりとする。

区 分	実施回数	実施月
空調換気扇保守点検	1回	6月
冷房機保守点検	3回	6月（開始）8月（中間）10月（終了）

5 乙は、点検等実施のつど、空調換気扇保守点検表（様式第1）又は冷房機保守点検表（様式第2）によりその結果を甲に提出するものとする。

6 その他

- (1) この仕様に定める保守点検のほか、必要に応じて他の点検を実施することは、差し支えない。
- (2) この仕様に掲げたい事項については、甲、乙協議のうえ、実施することとする。

(様式第4号)

誓 約 書

平成 年 月 日

岩手県立花巻農業高等学校長 軍 司 悟 様

住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名、印

岩手県立花巻農業高等学校が発注する「空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託」の入札に参加するに当たり、下記のとおり当社の状況を報告します。

なお、本書の記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等

(1) 過去5年間における契約解除の有無 【 有り ・ 無し 】

[有りの場合そのてん末及び本県においては誠実に業務を履行する旨の誓約]

※注：有りの場合、契約解除通知を添付すること。

(2) 過去5年間における指名停止処分の有無 【 有り ・ 無し 】

[有りの場合そのてん末及び本県においては誠実に業務を履行する旨の誓約]

※注：有りの場合、契約解除通知を添付すること。

2 従業員の労働福祉の状況等

(1) 雇用時の最低賃金額 (平成28年5月1日現在)

_____円 【 月額 ・ 日額 ・ 時間額 】

(2) 過去5年間における賃金未払いの有無 【 有り ・ 無し 】

[有りの場合そのてん末及び本県においては同様の事態を生じさせない旨の誓約]

(3) 社会保険制度への加入状況等

ア 加入状況 【 労働者災害補償保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険 】

イ 未納の状況 【 有り ・ 無し 】

(注) 【 】内は、該当するものに「○」印を付すこと。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 29 年 5 月 24 日

岩手県立花巻農業高等学校長 軍 司 悟

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 空調換気扇及び冷房機保守点検業務 1 式
- (2) 調達案件の仕様書等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成 29 年 6 月 19 日から平成 29 年 10 月 18 日まで
- (4) 履行場所 岩手県立花巻農業高等学校 花巻市葛第 1 地割 68 番
- (5) 入札方法 (1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、平成 28・29 年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち「設備の保守管理(冷暖房・空調)」において登録されていること。
- (3) 入札日現在で、花巻市及び北上市内に本社、支店又は主たる営業所を有していること。
- (4) 岩手県県税条例(昭和 29 年岩手県条例第 22 号)第 3 条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (5) この公告の日から過去 5 年以内に、国又は地方公共団体の施設において、当該業務と同種の契約実績を有し、且つそれらの業務をすべて誠実に履行した者であること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る

指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。

- (9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配付場所及び問い合わせ先

郵便番号 025-0004 岩手県花巻市葛第1地割 68番

岩手県立花巻農業高等学校事務室 電話番号 0198-26-3131

（郵送による申請書、入札説明書及び仕様書等の配布を希望する者は、A4判が入る返信用封筒（あて先明記）に205円分の切手を添えて申し込むこと。）

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

平成29年6月14日(水) 午前10時00分 岩手県立花巻農業高等学校応接室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金 免除

- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この告示に示した競争参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を平成29年6月2日(金)午後12時までに3(1)の場所に提出しなければならない。

- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。入札参加資格の審査結果については、平成29年6月9日(金)までに通知する。

- (5) 入札の無効 この告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者の求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

様式第3

平成 年 月 日

岩手県立花巻農業高等学校長 様

住 所
受託者
氏 名 印

空調換気扇及び冷房機保守点検業務請求書

空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託契約書に従って実施した委託料について、次のとおり請求します。

記

1 実施月

平成 年 月分

2 委託料請求額

円

実施月区分別支払額表		
実施月	区分等	委託料支払額
6月	空調換気扇及び冷房機保守点検	
8月	冷房機保守点検	
10月	冷房機保守点検	
計		

入 札 説 明 書

空調換気扇及び冷房機保守点検業務

岩手県立花巻農業高等学校

入札説明書

この入札説明書は、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量
空調換気扇及び冷房機保守点検業務 1式
- (2) 業務の仕様その他明細
別紙「空調換気扇及び冷房機保守点検業務仕様書」による。
- (3) 履行期間
平成29年6月19日から平成29年10月18日まで
- (4) 履行場所
岩手県立花巻農業高等学校 花巻市葛第1地割68番

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、平成28・29年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち「設備の保守管理（冷暖房・空調）」において登録されていること。
- (3) 入札日現在で、花巻市及び北上市内に本社、支店又は主たる営業所を有していること。
- (4) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (5) この公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体の施設において、当該業務と同種の契約実績を有し、且つそれらの業務をすべて誠実に履行した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及

び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を平成 29 年 6 月 2 日（金）午後 12 時まで（土日を除く）に 16（2）の場所に提出しなければならない。（提出された書類は返却しない。）

なお、入札参加者は提出した書類について岩手県立花巻農業高等学校長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

また、当該書類の補足、補正は、平成 29 年 6 月 2 日（金）午後 12 時まで認める。

ア 競争参加資格を証明する書類

(ア) 入札参加資格審査申請書（別紙「様式第 1 号」）

(イ) 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前 1 年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目及び消費税の納税証明書をいう。）（写）

(ウ) 契約実績届出書（別紙「様式第 2 号」）

(エ) 資本関係・人的関係に関する届出書（別紙「様式第 3 号」）

イ 業務が履行できることを証明する書類

(ア) 業務が履行できることの誓約書（別紙「様式第 4 号」）

- ・ 国、県又は他の地方公共団体における業種業務の履行状況等
- ・ 従業員の労働福祉の状況等

- (2) 入札参加者は、本説明書（仕様書及び別紙業務委託契約書案を含む。以下「説明書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

4 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

- (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

- (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合の組合員又は会員の場合

- (4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記(1)から(3)と同視しうる関係があると認められる場合
- (5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
なお、金額の訂正はすることができない。
また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

7 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「岩手県立花巻農業高等学校長 軍 司 悟」とする）
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載）

8 入札及び開札の日時及び場所等

平成29年6月14日(水)午前10時00分 岩手県立花巻農業高等学校応接室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。

10 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

11 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

12 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。
- (5) 落札者の決定後、この入札に付する委託に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこととする。
 - ア 岩手県から措置基準に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
 - イ 措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

13 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札を行うものとする。再度入札しても落札者がいない場合も同様とする。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、8(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
ただし、岩手県会計規則（平成4年3月31日規則第21号）第112条に該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約の条項は別添契約書案のとおりとする。

15 本説明書等についての確認

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、平成29年6月2日（金）午後12時までに岩手県立花巻農業高等学校事務室まで照会すること。
- (2) 照会先は16（2）とする。

16 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
〒025-0004 岩手県花巻市葛第1地割68番地
岩手県立花巻農業高等学校事務室 電話番号 0198-26-3131

様式第2

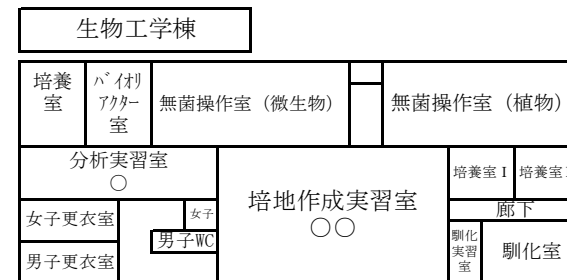
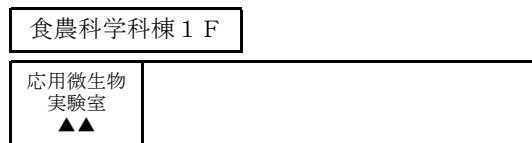
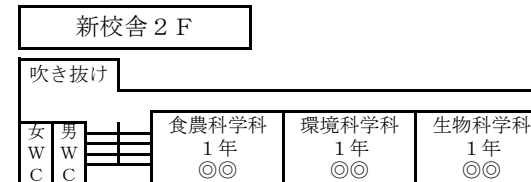
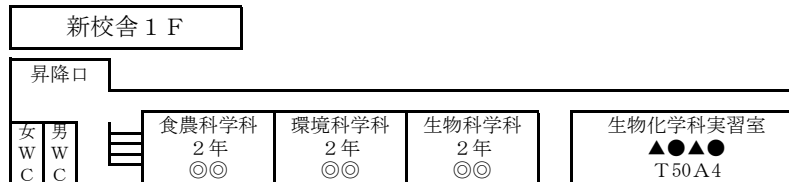
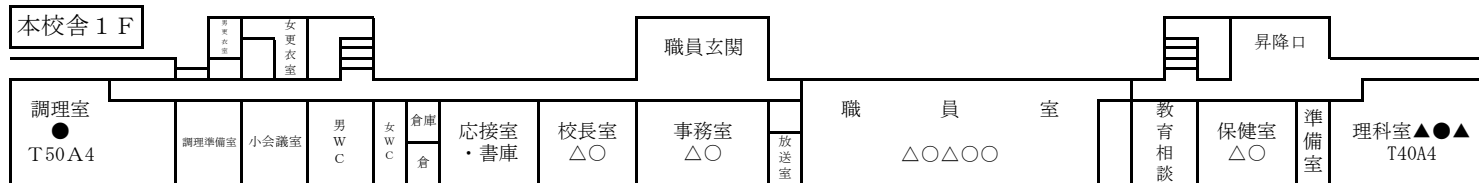
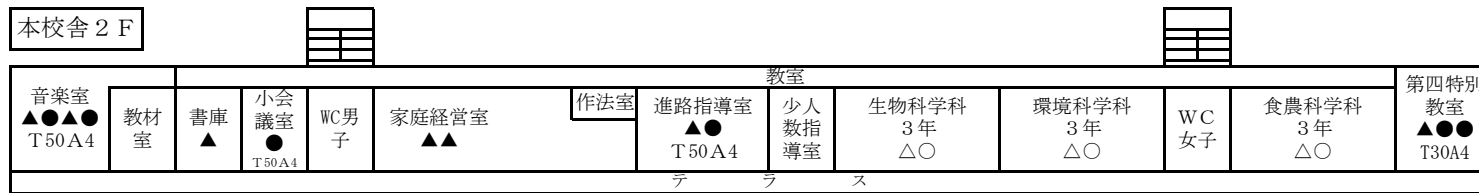
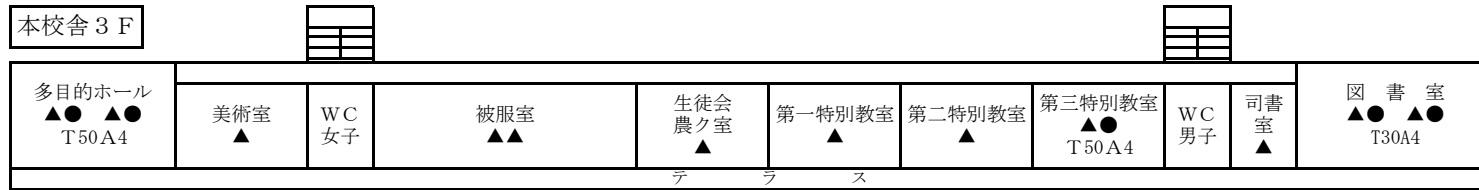
冷房機使用点検表

点検項目	設置場所	室内機型式	数	異常の有無	室外機型式	数	異常の有無	摘要					
・室内外機冷媒ガス 洩れ検査	第四特別教室	SPW-T30A4	2	有無	SPW-C50C4 15台	2	有無						
	図書室	4台	2	有無									
・室内外機ファン軸 受ベアリング点検	理科室	SPW-T40A4	1	有無									
・電気絶縁測定及び 端子増締め	多目的ホール	SPW-T50A4 10台	2	有無									
	第三特別教室		1	有無									
・圧縮機メガーリグ 点検	音楽室		2	有無									
	小会議室		1	有無									
	進路指導室		1	有無									
・保安回路作動点検 ・室内外機交換機点 検	調理室		1	有無									
	生物科学実習室		2	有無									
・室内機フィルター 点検清掃	食農科学科3年		HITACHI RCI-AP160K5	1	有無	RAS-AP160EA1 4台	1	有無					
	環境科学科3年			1	有無								
生物科学科3年	1			有無									
・総合運転調整	保健室	1		有無									
	職員室	7台	3	有無	RAS-AP335EA1	1	有無						
	事務室	HITACHI RPC-AP112K5	1	有無	RAS-AP112EA1	1	有無						
・総合運転調整	校長室	2台	1	有無	2台	1	有無						
	食農科学科2年	TOSHIBA AIU-AP1126H 12台	2	有無	ROA-AP2245 6台	1	有無						
	環境科学科2年		2	有無									
	生物科学科2年		2	有無									
	食農科学科1年		2	有無									
	環境科学科1年		2	有無									
	生物科学科1年		2	有無									
	分析実習室		HITACHI RPC-56A3	1					有無	RAS-56A2	1	有無	
	培地作成実習室		HITACHI RPC-100A3	2					有無	RAS-100A2	2	有無	
	特記事項												

実施年月日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

実施者

空調換気扇・冷房機設置図面



- ▲ : 空調換気扇EM-500S 25台
- △ : 空調換気扇SCH-50ESH2 8台
- : 冷房機SPW-T(30・40・50) A4 15台
- : 冷房機HITACHI 12台
- ◎ : 冷房機TOSHIBA 12台